

令和 8 年度 学校経営の基本的な方針

「たくましい子」「よく考える子」「思いやりのある子」を育てるために

1 「たくましい子」を育てるために→体力向上

目標

「いかなる苦難にも立ち向かい、挑戦し続ける子」

目標達成のための手立て

- ・ 日常の体育学習等を通し、「TOKYO ACTIVE PLAN for students」の理念（健康で活力に満ちた児童）に基づいた体育・健康教育を推進する。
- ・ 他者や集団と良好な関係を構築して関わり、社会のルールを尊重する心を育成する。
- ・ 保健学習（体育科における保健領域が中心）と保健指導（特別活動や保健室での指導等）の充実を図り、これまでの自分との出会いを通して健康への意識を高める。学校三師（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）や外部人材を活用した学習活動を展開する。
- ・ 「食」との新たな出会いを通し、食に対する自己管理能力の育成や、望ましい食生活への行動変容を促す。

2 「よく考える子」を育てるために→学力向上

目標

「自分を高め、集団を高める子」

目標達成のための手立て

- ・ 自分で課題を設定し、自らの学びを調整しながら最後まで粘り強く努力する態度を身に付けさせる。
- ・ 学習の達成感と成就感を味わえる学習環境の充実を図る。
- ・ 自己決定型、自己調整型、探究型の授業を通して主体的・対話的で深い学びを実現する。
- ・ 教科担任制の授業、補習と家庭学習の充実により、学習意欲を高め、基礎学力の定着を図る。
- ・ 思考ツールと I C T 機器を活用して、自らの考えを形成して伝える力の向上を図る。
- ・ 言語能力と語彙力を中心とした基礎学力の定着・向上、読み解く力の育成を図る。
- ・ 「板橋区 授業スタンダード」ならびに「板橋区 授業スタンダード S」に基づいた授業を実施し、Self や Select のある学習活動の積極的に導

入する。

- ・基礎・基本の習得率の把握と、学習内容の定着を図るための時間を確保するとともに、一人1台端末を活用した学習活動を推進する。
- ・全国学力・学習状況調査等の結果を分析し、児童の実態を把握すると共に、今求められている学力を明らかにした上で、基礎・基本の確かな定着を図る学習活動を展開する。
- ・学びのエリア（赤三中・赤塚小・赤塚新町小・下赤塚小・本校）内で定めた「めざす子ども像」「教育活動の基本方針」を共有し、「二輪草学びのエリアのやくそく（挨拶・時間・聞き方・姿勢）」の徹底を図りながら教育活動を展開する。
- ・学びのエリアにおける小・小連携による総合的な学習の時間を中心とした探究的な学習の充実を図る。（6年生の日光ラボによる3つ目のS=Shareの充実を図る。）
- ・板橋区立赤塚植物園・板橋区立郷土資料館・板橋区立美術館などを活用し、郷土愛をはぐくむ学習（これからの板橋を語るiカリキュラム）を、生活科・総合的な学習の時間を中心に、意図的・計画的に実施する。
→「板橋のiカリキュラム」の計画的な実施。
- ・教科担任制を行い、多くの目で子どもを見取る指導体制を構築するとともに、教材研究時間の短縮を図り、働き方を変えていく。

3 「思いやりのある子」を育てるために→人間性と社会性の醸成

目標

自分も相手も大切に思いやりのある子

目標達成のための手立て

- ・人権を尊重し合う学級・学年の集団づくりを通して、他者を思いやる豊かな心を育成する。
- ・支持的風土に支えられ、学級の目標に向け、一人一人の良さを生かし、弱さを支え合いながら前進する社会性の育成を図る。
- ・人権感覚と自尊感情、自己肯定感を高めるとともに、いじめ、自殺、不登校の未然防止、早期発見、解決に努める。
- ・生活指導夕会、生活指導全体会、特別支援教育校内委員会、不登校対策委員会において児童や保護者の状況を共有し、全教職員が同じスタンスで生活指導にあたる。また、学期ごとのいじめアンケート、Q-U調査等を活用し、児童の実態把握に努め、課題解決にあたってはSC、巡回心理士、SSW等との連携を密にし、課題の早期解決に努める。
- ・特別活動を基盤とした学級経営を通し、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の3つの資質・能力を大切にし、社会や集団の形成者としての見方・考え方を育成する。また、「特別の教科 道徳」「特別活動」を、心の教育の指導の両輪とする。
- ・不登校対策（誰一人取り残さないための居場所づくり）として居場所を設置するとともに、一人一台端末等を活用し、学びを止めない仕組みを

構築する。

- ・「徳を積む」ことを日常の学校生活で意識付けさせ、優しさや思いやり「無償の愛」等を行動化できる素地をはぐくむ。

4 人権尊重教育の改善と充実（幸せ＝人権／東京都人権尊重教育推進校）

人権とは人が幸福を追求するために不可欠な権利であるとの認識の下、令和8年度、東京都人権尊重教育推進校としての研究発表を行う。授業、生活指導、学校行事、学校運営のすべてを通して人権尊重教育を行う。

- ・人権は、人間が生存と自由を確保してそれぞれの幸福を追求する権利であり、尊厳に基づいて各人が幸福な生活を営むために不可欠な考え方である。本校は、「幸せ」と「人権」を同じ価値として捉え、子供が安心して学び生活できる状態を学校として保障する。
- ・文部科学省「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び東京都教育委員会の方針に立脚し、人権尊重教育を教育活動の柱に据える。東京都人権尊重教育推進校としての発表では、取組の成果を「子供の事実」によって示す。
- ・人権尊重教育の目的は、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることである。人の気持ちを思いやる心や行動を育むために、知識や技能を身に付け、実践力と行動力を養う。具体的には、「人権に関する知識の習得」「人権尊重の精神の涵養」「人権感覚の育成」「人権が尊重される環境づくり」「人間関係づくり」「学習活動づくり」「人権問題に直面して解決しようとする実践的行動力の育成」について、「特別の教科 道徳」や「学級活動」等を中心に教科横断的に取り組む。

5 授業力の向上

「授業」は、「業を授ける」と書きます。

授業力向上のために

- ・板橋区授業スタンダード及び板橋区授業スタンダード S の徹底により、子供一人一人が自らの学びのプロセスを明確にして学び続けることを基本とした授業を展開する。交換授業、教科担任制授業、合科授業等を活用した授業改善を行う。
- ・基礎基本の習熟を徹底させ、達成感につながる「分かる授業」「できる授業」を行う。
- ・全ての教科・領域等において話し合い活動、言語活動を取り入れ、伝え合いのある授業を行うとともに、確かな表現力を身に付けさせる。
- ・学力調査、読み解く力の調査、及び多層指導モデル等の結果を踏まえ、思考ツールを駆使した多様な指導形態により、基礎的な知識技能と問題解決力、論理的思考力を定着させる。
- ・ICT機器を有効に活用して授業革新に取り組み、情報活用能力、プログラミング的思考力及び表現力、探究力、コミュニケーション能力等の育成

を図る。

- ・昨年度の全国学力・学習状況調査において、本校はこれまで低位であった学力が初めて全国レベルに達した。この成果を一過性のものとせず、維持・定着させ、さらに東京都レベルへと向上させるため、学校として組織的に授業改善に取り組む。各学年・教科で課題を共有し、授業改善の焦点を明確化する。そのために、授業研究・OJT・若手研修・外部研修を連動させ、個々の教師が授業力向上を実現できるよう、研修に積極的に取り組む。
- ・自己申告に係る授業観察（年間3回）を実施し、管理職によるフィードバックを行う。1学期は板橋区授業スタンダードでの授業。2学期は、人権尊重教育のエッセンスを取り入れた授業。3学期は板橋区授業スタンダードSを意識した授業を実施する。授業観察の視点は、下記の4観点を中心に行う。

モチベーション・・・課題意識を明確にもって学習活動に取り組み、既習事項や生活経験等を元に「自分の考え」や「問い」をもてたか。

（例：「三角形の面積の求め方」三角形の面積を求めるために、 1 cm^2 の数を数えたり、長方形や平行四辺形での学習を想起したりして、面積の求め方を考えている）

コミュニケーション・・・多様な考え方を認め合ったり、互いに関わり合ったりしながら学習を進めているか。

（様々な面積の求め方を伝え合い、よりよい面積の求め方について話し合う）

デモンストレーション・・・多様な考えから、最適解にたどりつくことができたか

（等積変形や倍積変形などから、求積公式を導き出す）

イノベーション・・・学習活動を通して新しく獲得した知識や技能を用いて、課題を解決することができたか。

（求積公式を用いて課題に取り組む）

6 生活指導

目標

いじめ、不登校、自殺等の根絶

目標達成のための手立て

- ・いじめを許さず、不登校や自殺を招かない校内風土を全ての教職員、関係者が連携してつくる。学級満足度調査や児童への聞き取り等を活用し、学級、学年、縦割り班活動等、集団での活動による達成感・満足感を児童全員に味わわせ、集団への帰属意識を高め、思いやりの心を育てる。
- ・学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめの未然防止と早期発見、早期対応、重大事態のために、組織的に対策・対応をしていく。
- ・不登校対応ガイドラインに基づき、不登校児童の状況に応じた必要な支援をする。

- ・いじめについては日常的に確認をしていく。各教師は子供との人間関係や「ひとりぼっちの調査」等で判明した実態をSOSシートにより伝達し、毎週金曜日の生活指導夕会を通し、全教職員で共有することにより、早期発見と対応に努める。
- ・年間3回以上、「いじめ防止についての道徳授業」を全学級で実施する。うち1回を道徳授業地区公開講座として保護者、地域に公開するとともに、講師を招いた講演・協議会を行う。
- ・不登校児童の対応について具体的な支援を行う。不登校対応ガイドラインに基づき、不登校の傾向が見られたときには即日校内委員会を開く。
- ・一人一台端末を有効利用し、学習を保証する。また、登校できるが教室には入れない、教室にいて情緒が安定しない等の児童については、「紅梅アイランド」を活用して通常の学校生活に戻れるよう対応する。(判断と支援の考え方は担任を尊重する。)

7 特別支援教育・人権教育

目標

特別支援教育のさらなる充実を図る

目標達成のための手立て

- ・個別の教育的ニーズに的確に応えるため、通常級、通級指導、特別支援学級、特別支援学校等との連携を推進し、障害の状態に応じた指導（インクルーシブ教育）を通して、一人一人の自己実現と自立をめざして支援をしていく。
- ・STEP UP 教室に在籍する児童については連携型個別指導計画と学校生活支援シートを作成し、組織的・計画的な運用を図る。教育活動は家庭との確かな信頼関係の下、専門家や専門機関の協力を得ながら実施する。
- ・副籍交流については、これを教育課程に位置付け、直接又は間接的な交流を計画し、より一層の推進を図っていく。
- ・特別な支援を必要とする児童については、全教職員がその情報を共有し、保護者、関係機関、教育委員会、特別支援教育専門員やスクールカウンセラー、巡回指導教員等と連携を取りながら教室等の環境を整えるとともに、個別の教育支援計画・連携型個別指導計画に基づく児童の個に応じた支援に努め、定期的にカンファレンス会議をもつことで組織的なアセスメント及び指導、支援を行う。
- ・特別支援教育コーディネーター、SC等による児童の観察、情報共有、研修会、保護者との協議等を通じて、支援を必要とする児童の対応について理解を深め、適切な対応を行うとともに、特別支援教育校内委員会、及び関係者による情報交換会を定期的で開催し、情報共有と具体的な対応策についての協議を行い、組織的に対応する。学期に一度、全職員による実態と指導方針の確認の場（特別支援教育全体会）を開催する。
- ・医療的ケア児については、令和3年6月に施行された「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律」の趣旨に基づき、関係者のニーズを捉

えながら対応していく。

8 教職員の働き方改革

目標

教職員が心身ともに健康で、やりがいをもって働ける職場環境をつくる

目標達成のための手立て

- ・ C4th による情報共有を通し、会議の時間短縮や回数削減を図る。
- ・ 教材研究時間短縮のため、授業で使用した教材・資料等は電子化して共有する。
- ・ 給食ボランティアや保健室ボランティアなどの導入を進め、担任業務や保健室業務の軽減を図る。

9 家庭・地域との連携

目標

学校・家庭・地域が三位一体となった教育体制の確立

目標達成のための手立て

- ・ 「紅梅の子は紅梅が育てる」ことを徹底していく。i C S 委員会、P T A、おやじの会、保護者、近隣校との連携を密にして、児童の実態について共有するとともに、課題を早期に発見し、早期解決を図る。
- ・ 学校としての方針、取り組みをきめ細やかに伝えることにより、学校と家庭、地域が同じ目標をもち、同じ方針の下で連携して子供を育てる。
- ・ 行事や学校公開、学校評価等において保護者の教育活動への参加を推進し、共に子供を育てる参画の気風を醸成するとともに、その仕組みをつくり上げる。地域の行事に積極的に参加していくことで町ぐるみの取組への意識を高める。
- ・ 保護者の願いや要請に傾聴し、信託に応えるとともに、保護者会・個人面談・行事などを通して協力体制を確立し、学習や生活習慣の確立、健康教育・安全教育、郷土の農業や伝統文化に関する教育の充実を図る。

10 特色ある教育活動

目標

「農業文化と郷土愛」を学校の特色として教育活動を行い、地域との共生・共助社会の形成を担う子供たちの育成を目指す。

目標達成のための手立て

- ・ 農業文化教育については地域の歴史、文化、住民の願い等に立脚し、S D G s の視点を踏まえた上で環境教育と関連させながら総合的な学習の時間、生活科、特別活動に位置付け展開する。
- ・ 旧粕谷家住宅、北野神社、板橋区郷土資料館等と連携し、先人の財産を継承する責務を自覚する教育活動を計画し、展開する。